

NIAD-QE



放送大学

大学改革支援・学位授与機構で 学士の学位取得をめざす方への説明会

主 催:独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 放送大学

日 時:平成31年2月24日(日) 10時30分～12時

場 所:放送大学東京文京学習センター 多目的講義室1



単位積み上げ型の 学士の学位授与制度

2019年2月24日

独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

大学改革支援・学位授与機構による 学士の学位授与制度

沿革

- 平成3(1991)年7月
学位授与機構 創設
日本において大学以外で学位を授与する唯一の機関
生涯学習の推進
- 平成12(2000)年4月
大学評価・学位授与機構に改組
- 平成16(2004)年4月
独立行政法人 大学評価・学位授与機構 設立
- 平成28(2016)年4月
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 (法人統合)



大学改革支援・学位授与機構による 学士の学位授与制度

特徴

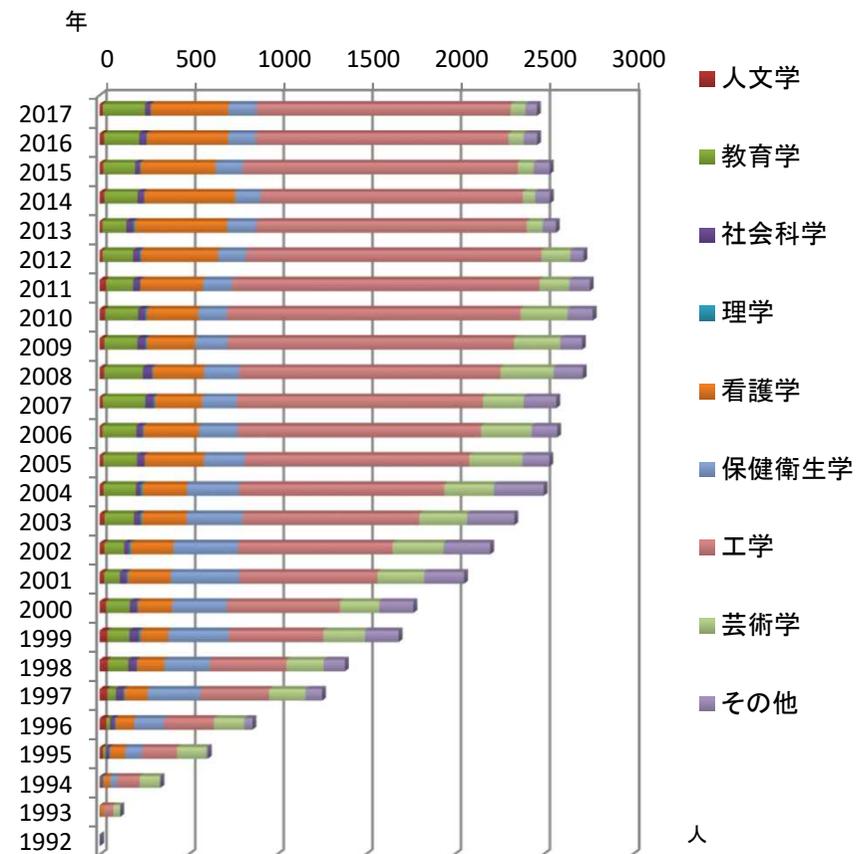
- 個人が高等教育段階で行なった学習の成果を評価し、大学の卒業者と同等の学力を有する者に学士を授与

1992年度から2017年度までに
単位積み上げ型の学士の学位授与制度により、延べ
51,104人が機構の学士を取得

- 多様な専攻分野で学士を授与

文学、神学、教育学、社会学、
教養又は学芸、社会科学、法学、
政治学、経済学、商学、経営学、
理学、薬科学、看護学、保健衛生学、
鍼灸学、口腔保健学、柔道整復学、
栄養学、工学、芸術工学、商船学、
農学、水産学、家政学、芸術学、
体育学（28分野）

機構の学士の学位取得者数の推移
(単位積み上げ型、1992～2017年度)



単位積み上げ型の学士の学位授与制度

学位取得のための単位の修得

基礎資格を有する者

短期大学・高等専門学校 卒業

専修学校専門課程 修了(大学への編入学を認められる課程)

高等学校等専攻科 修了(大学への編入学を認められる課程)

大学に2年以上在学し62単位以上修得



大学における**一定の単位の修得**(科目等履修生制度など)

機構が定める**単位修得の要件と専攻の区分ごとの**

「修得単位の審査の基準」を満たす単位の修得

(28種類の専攻分野 61の「専攻の区分」)

大学院

大学

積み上げ単位(大学での科目履修など)

短期大学

専門学校

高校等
専攻科

高等
専門学校

後期中等教育

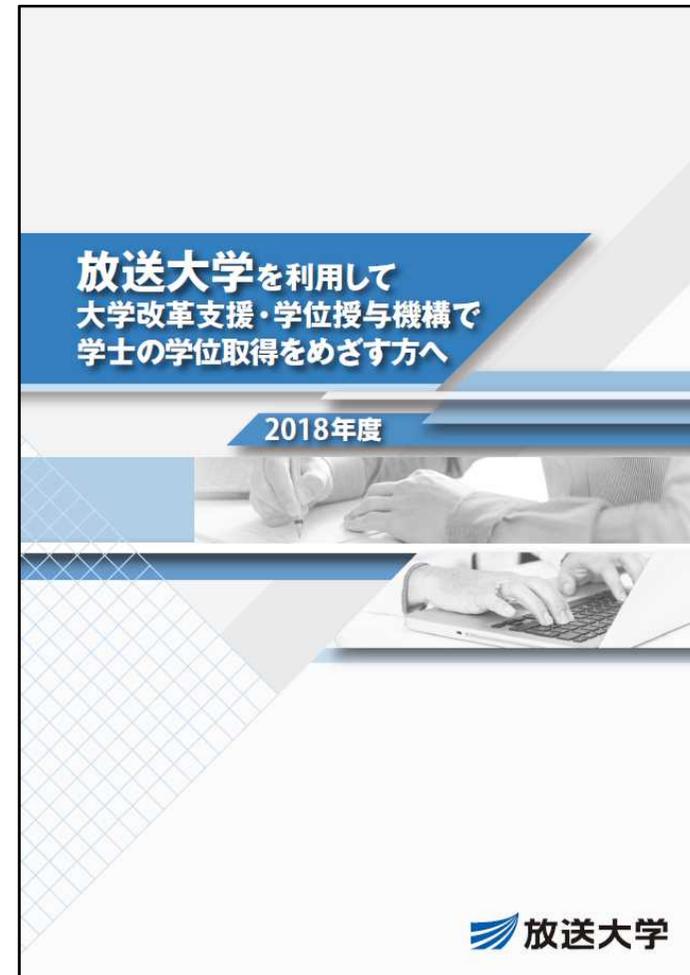
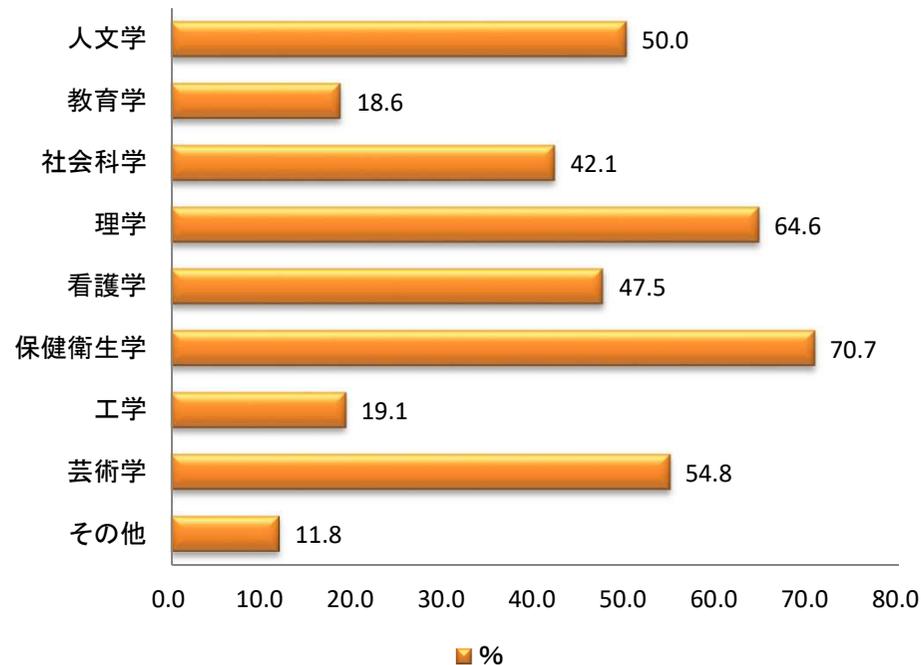
単位の
修得

単位積み上げ型の学士の学位授与制度 学位取得のための単位の修得

「基礎資格を有する者」に該当した後の
大学における単位の修得

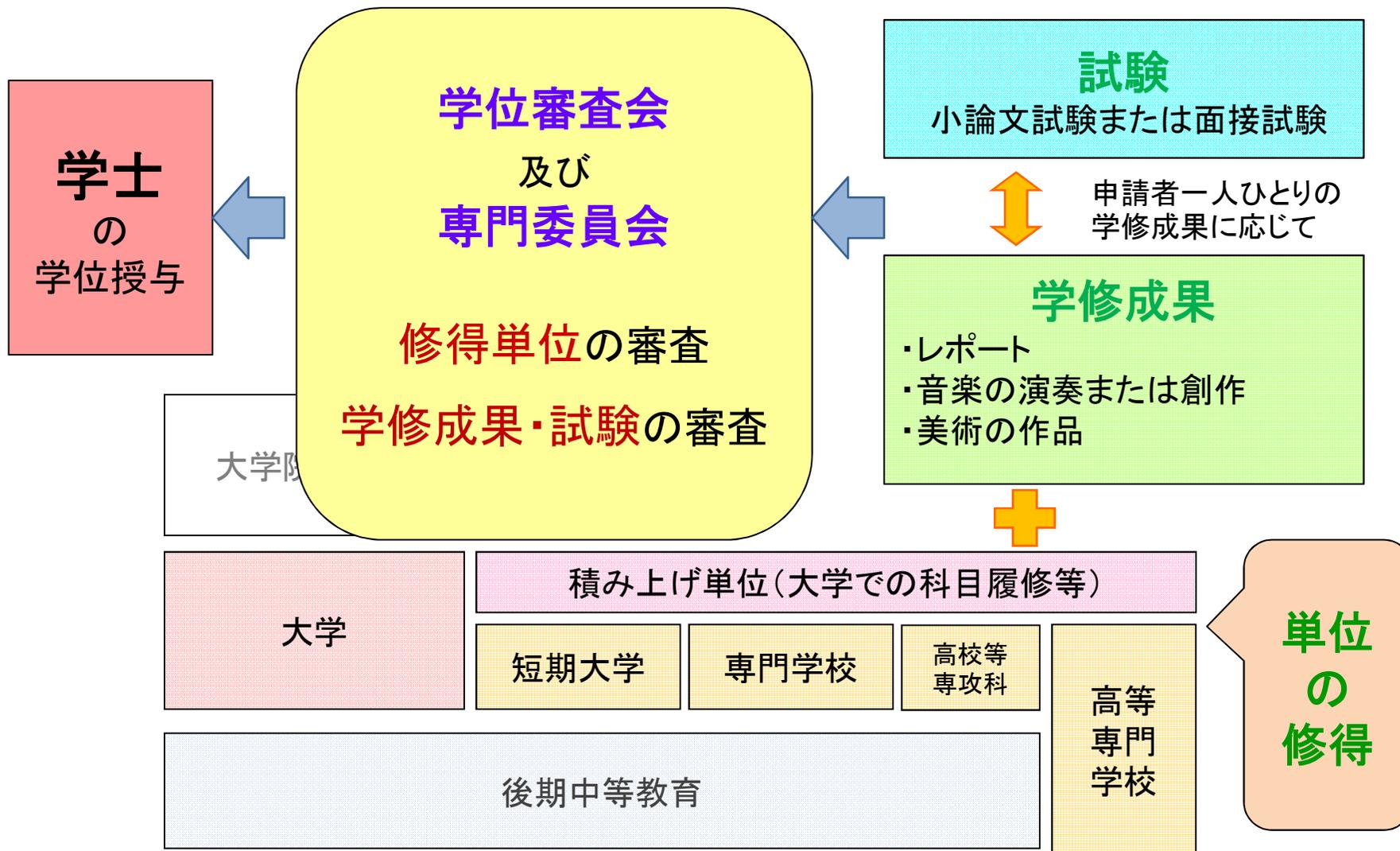
- 大学の科目等履修生制度等

放送大学で修得した単位を申告した
申請者の割合 (2013~2017年度合計、分野別)



単位積み上げ型の学士の学位授与制度

学修成果・試験と審査



機構の学士の学位授与に係る審査の2本柱

- 修得単位の審査
 - 学修成果・試験の審査
- なぜ学修成果の提出を求め、試験を実施するのでしょうか？
→ 「学士」取得者に求められる力を、個々の申請者について審査
- ※ 学修成果をレポートとする場合…小論文試験
学修成果を演奏・創作(音楽)、作品(美術)とする場合…面接試験
- だれが審査するのでしょうか？
→ 学位審査会 専門委員会(19)部会(49)、専門委員(約360名)
全国の大学の教授(当該専門の事項に関し学識経験のある者)
- 専攻の区分に係る学士の水準の学力を有するか、を審査
学修成果の内容と学修成果に応じて出題される問いへの解答
専門委員との学術的な対話
- ⇒ 学位の質の保証

大学改革支援・学位授与機構による 学士の学位授与制度について

・機構ウェブサイト

<https://www.niad.ac.jp/>

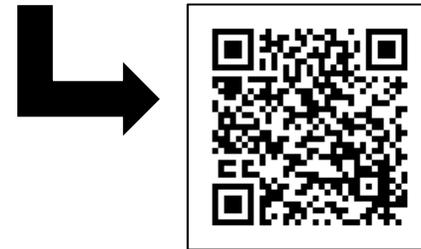
・「新しい学士への途」などの資料

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryou.html

・学位審査課（お問い合わせ専用）

Tel: 042-307-1550

受付時間 9:00-12:00 13:00-17:00(土・日曜、祝日、年末年始を除く)



学位取得のための 単位の修得 —考え方と方法—

(機構の単位修得の考え方)

大学における単位の修得モデル

124単位+

専門科目



専門基礎科目



教養科目

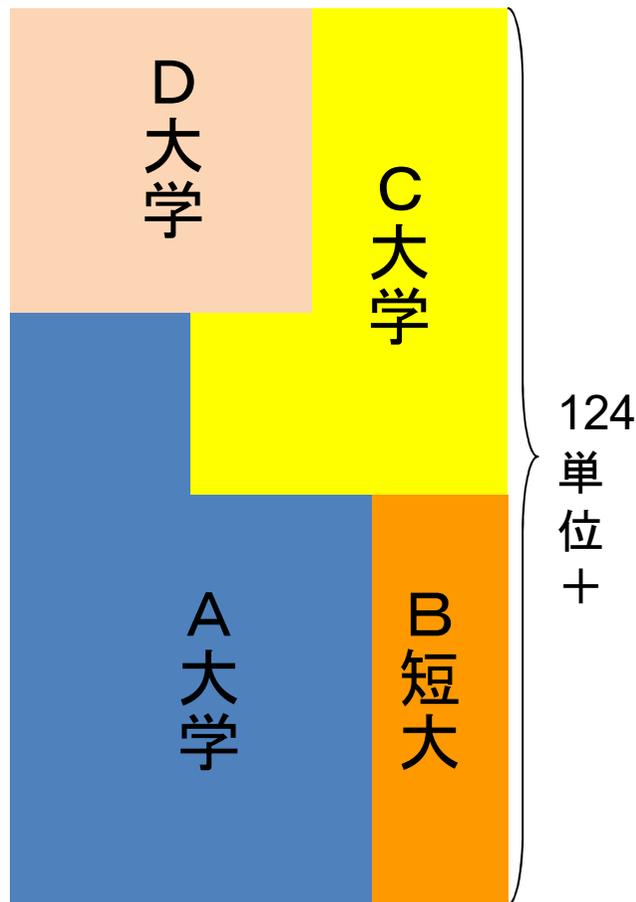
原則としてひとつの機関に
所属して124単位以上を
体系的に修得

||

学 士

(機構の単位修得の考え方)

単位累積加算モデル(理念型*)



複数の大学での単位修得

単位の総数
学習内容の体系性

||

学士

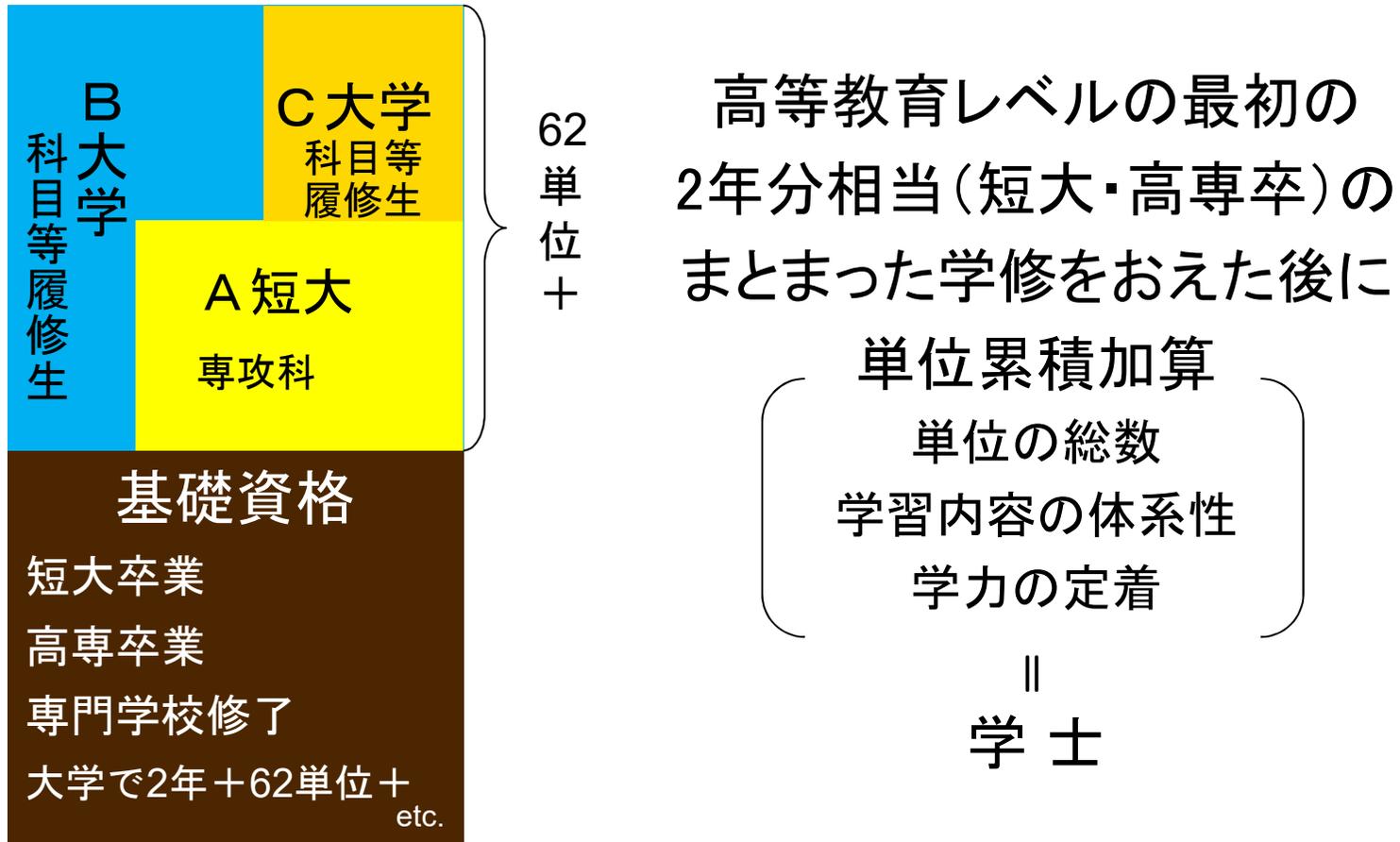
このような制度もあり得るのでは？

(単位累積加算制度の基本的考え方)

*これは実現していません

(機構の単位修得の考え方)

機構の学士の学位授与制度(実際)



基礎資格とは何か

- 単位累積加算の基礎となり得る、高等教育2年以上のまとまりのある学修

基礎資格区分1

- ・ 2年制短大卒業
- ・ 高専卒業
- ・ 修業年限2年以上の専門学校修了*
- ・ 高等学校等の専攻科修了*
- ・ 外国での14年以上の学校教育課程修了*

基礎資格区分2

- ・ 3年制短大卒業
- ・ 修業年限3年以上の専門学校修了*
- ・ 旧国立工業教員養成所／旧国立養護教員養成所卒業
- ・ 外国での15年以上の学校教育課程修了*

基礎資格区分3

- ・ 大学の学生として2年以上在学し62単位以上修得

*いずれも大学への編入学が認められる要件を満たすもの

累積できる単位(積み上げ単位)

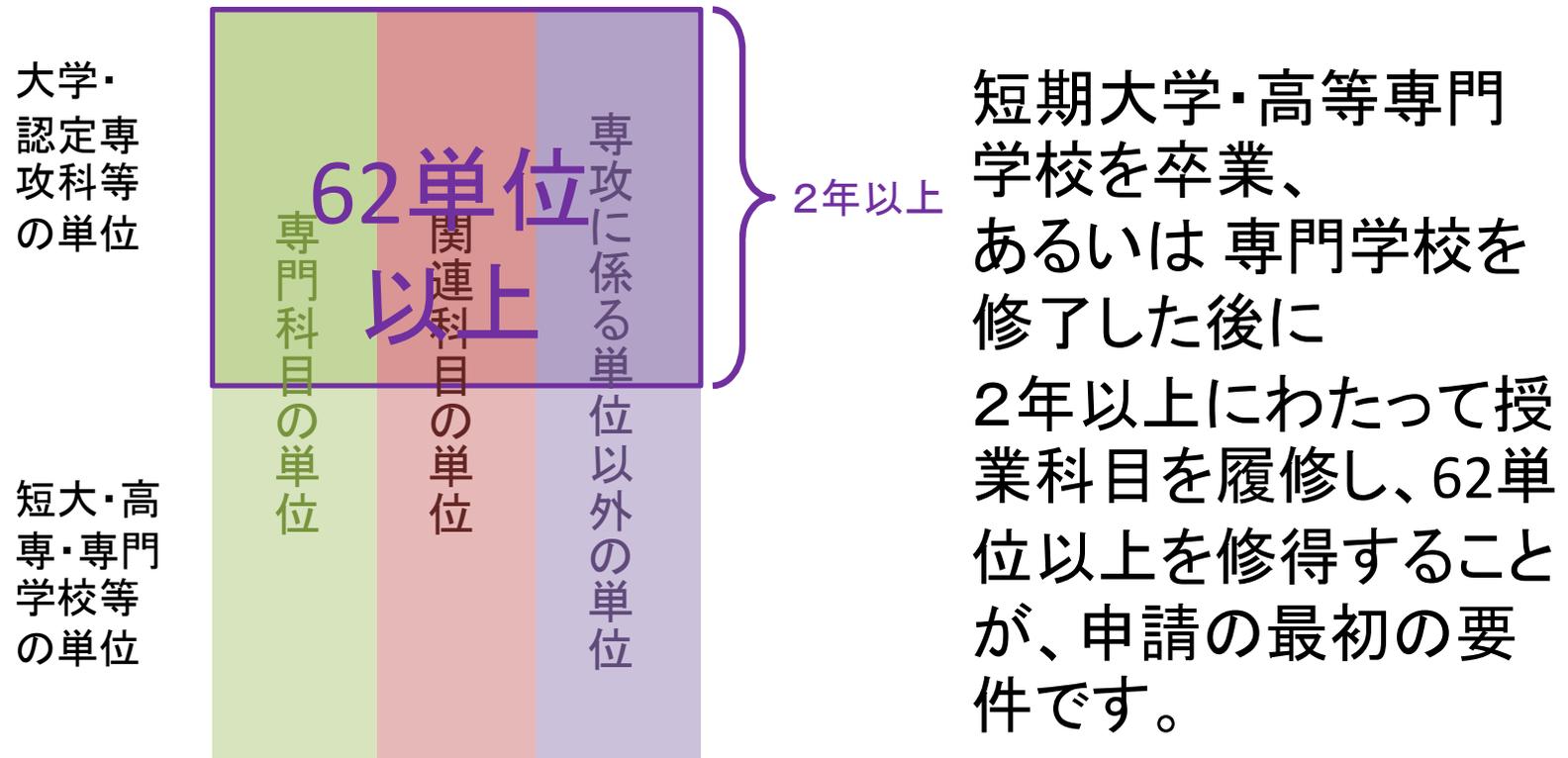


- 大学の単位 (日本の四年制大学)
 - 学部学生として / 科目等履修生として
- 大学の専攻科の単位 (日本の四年制大学)
- 大学院の単位 (日本の大学院)
- 短大専攻科の単位 (機構が認定したもの)
- 高専専攻科の単位 (機構が認定したもの)
 - 機構が認定した短大・高専専攻科の一覧
https://www.niad.ac.jp/media/005/201808/2018_senkoukaichiran.pdf

基礎資格区分1の単位修得(1)

(2年制短大卒/高専卒/修業年限2年相当の専門学校修了等)

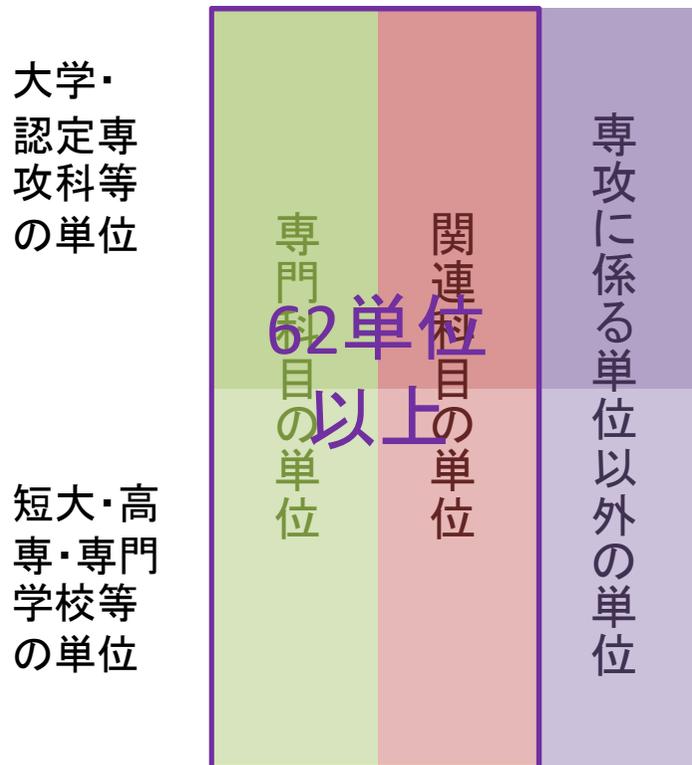
- 「新しい学士への途」pp.11-12



基礎資格区分1の単位修得(2-1)

(2年制短大卒/高専卒/修業年限2年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.11-12



専門科目の単位＋関連科目の単位(専攻に係る単位)は、全体で62単位以上修得する必要があります。

このとき、自身が申請しようとする専攻の区分ごとの修得単位の基準(→p51以降)を同時に満たす必要があります。

専攻の区分ごとの修得単位の基準

専攻の区分	専攻分野の名称	
31 看護学	看護学	
<p>看護とは、現にある、あるいはこれから起こる可能性のある健康問題に対する人間の反応を診断し、ケアすることである。看護学とは、このような健康と病気をめぐる看護に関する理論や知識、技術を生み出し活用するための学問分野である。学上のレベルでは、専門科目としてA群の7つの科目のうち「基礎看護学」「母性看護学」「小児看護学」「成人看護学」の区分の科目を含む16単位以上を、B群の実習科目として「看護学に関する実習科目」を16単位以上修することが求められる。</p>		
<p>● 修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62単位以上)</p>		
専攻に係る授業科目の区分	<p>専門科目 (40単位以上)</p> <p>【A群 (講義・演習・実験科目)】 (16単位以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基礎看護学に関する科目 ○母性看護学に関する科目 ○小児看護学に関する科目 ○成人看護学に関する科目 ○老人看護学に関する科目 ○精神看護学に関する科目 ○地域看護学に関する科目 <p>【B群 (実習科目)】 (16単位以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○看護学に関する実習科目 	<p>左の区分のうち「基礎看護学に関する科目」「母性看護学に関する科目」「小児看護学に関する科目」及び「成人看護学に関する科目」の区分の科目を含むこと</p>
	<p>関連科目 (4単位以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇医学に関する科目 ◇保健学に関する科目 ◇社会福祉学に関する科目 ◇医療情報科学に関する科目 	
	<p>■ 専門科目の例 ■</p> <p>【A群 (講義・演習・実験科目)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基礎看護学に関する科目 看護学概論、基礎看護技術、臨床看護学総論、看護科学論、看護哲学、看護倫理、看護史、看護制度論、看護管理論、看護教育論、看護研究など ○母性看護学に関する科目 母性看護学概論、母性臨床看護学、母性看護援助論、母性看護方法論、助産学概論、基礎助産学、助産診断学、助産技術学、助産診断・技術学、助産業務管理、助産管理など ○小児看護学に関する科目 小児看護学概論、小児臨床看護学、小児看護援助論、小児看護方法論など ○成人看護学に関する科目 成人看護学概論、成人臨床看護学、成人看護援助論、成人看護方法論など ○老人看護学に関する科目 老人看護学概論、老年看護学概論、老人臨床看護学、老年看護援助論、老年看護方法論など ○精神看護学に関する科目 精神看護学概論、精神保健看護学、精神看護援助論、リエゾン精神看護論など ○地域看護学に関する科目 地域看護学、公衆衛生看護学概論、地域看護方法、地区活動論、家族相談援助論、保健指導総論・各論、在宅看護論、産業保健看護学など <p>【B群 (実習科目)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○看護学に関する実習科目 基礎看護学実習、母性看護学実習、助産学実習、小児看護学実習、成人看護学実習、老人看護学実習、精神看護学実習、地域看護学実習など 	

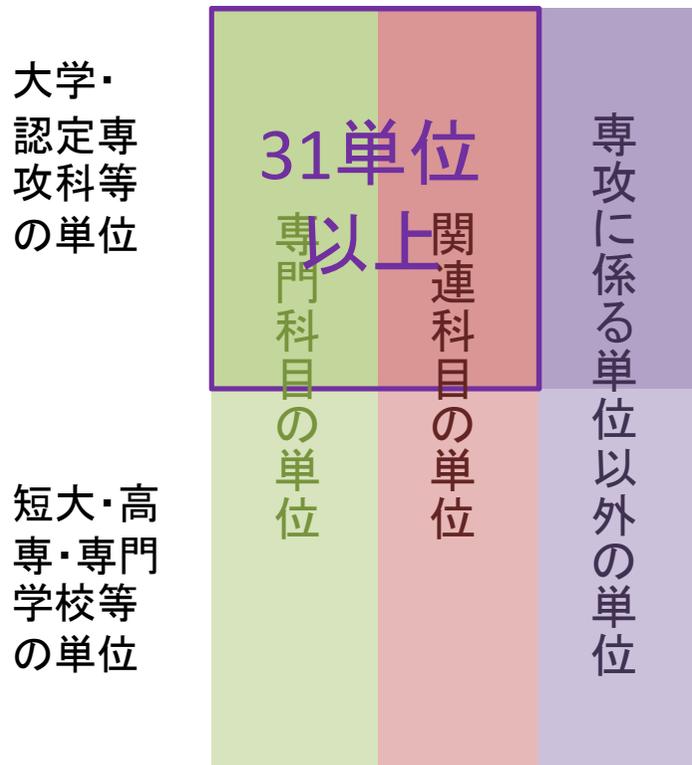
申請を希望する「専攻の区分」ごとの修得単位の基準に基づき、申告科目を「専門科目の単位」、「関連科目の単位」、「専攻に係る単位以外の単位 (専攻外の単位)」に分類する必要があります。

「新しい学士への途」p18に「看護学」の例を掲載しております。

基礎資格区分1の単位修得(2-2)

(2年制短大卒/高専卒/修業年限2年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.11-12



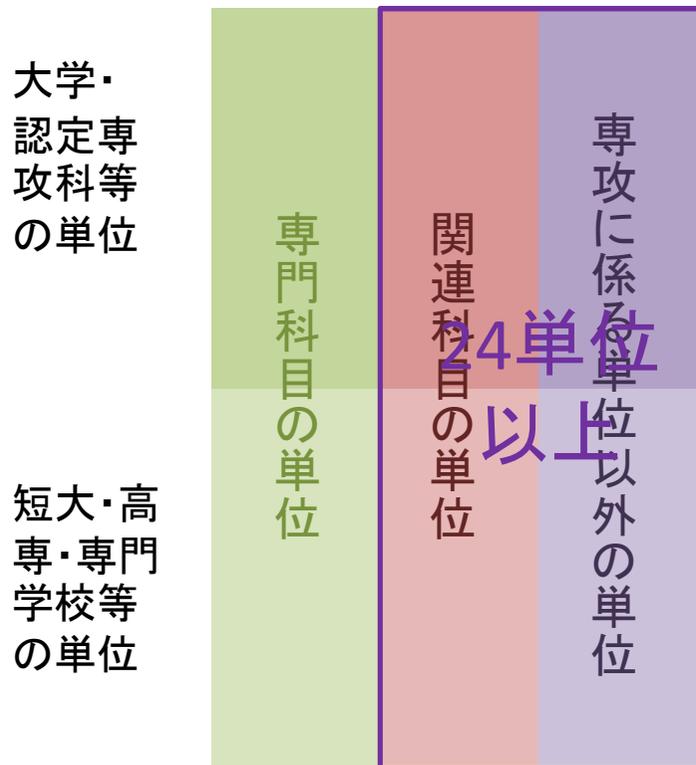
専門科目＋関連科目のうち31単位は、大学や認定専攻科等で修得する必要があります。

このとき、31単位の中には専門科目の単位を含める必要があります。

基礎資格区分1の単位修得(3)

(2年制短大卒/高専卒/修業年限2年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.11-12

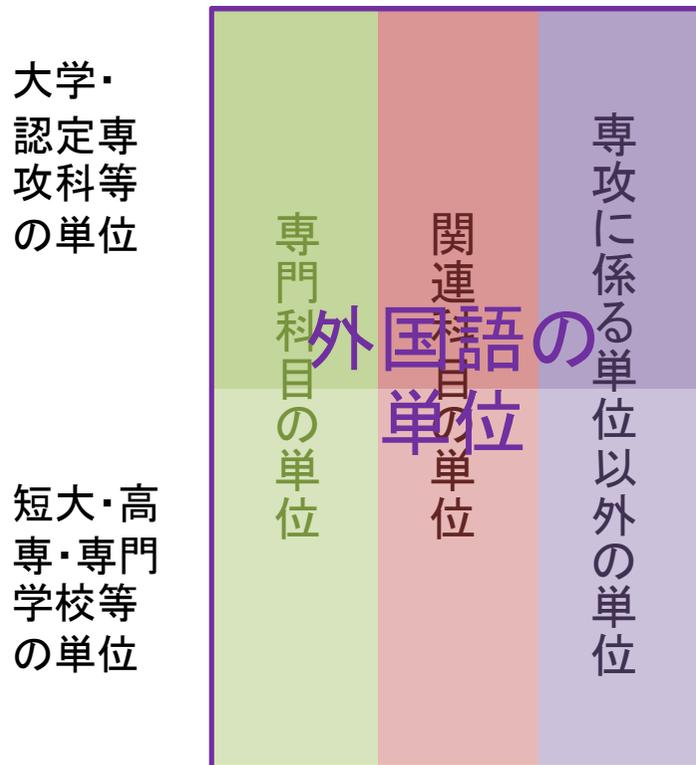


関連科目の単位＋専攻に係る単位以外の単位は、全体で24単位以上修得する必要があります。

基礎資格区分1の単位修得(4)

(2年制短大卒/高専卒/修業年限2年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.11-12

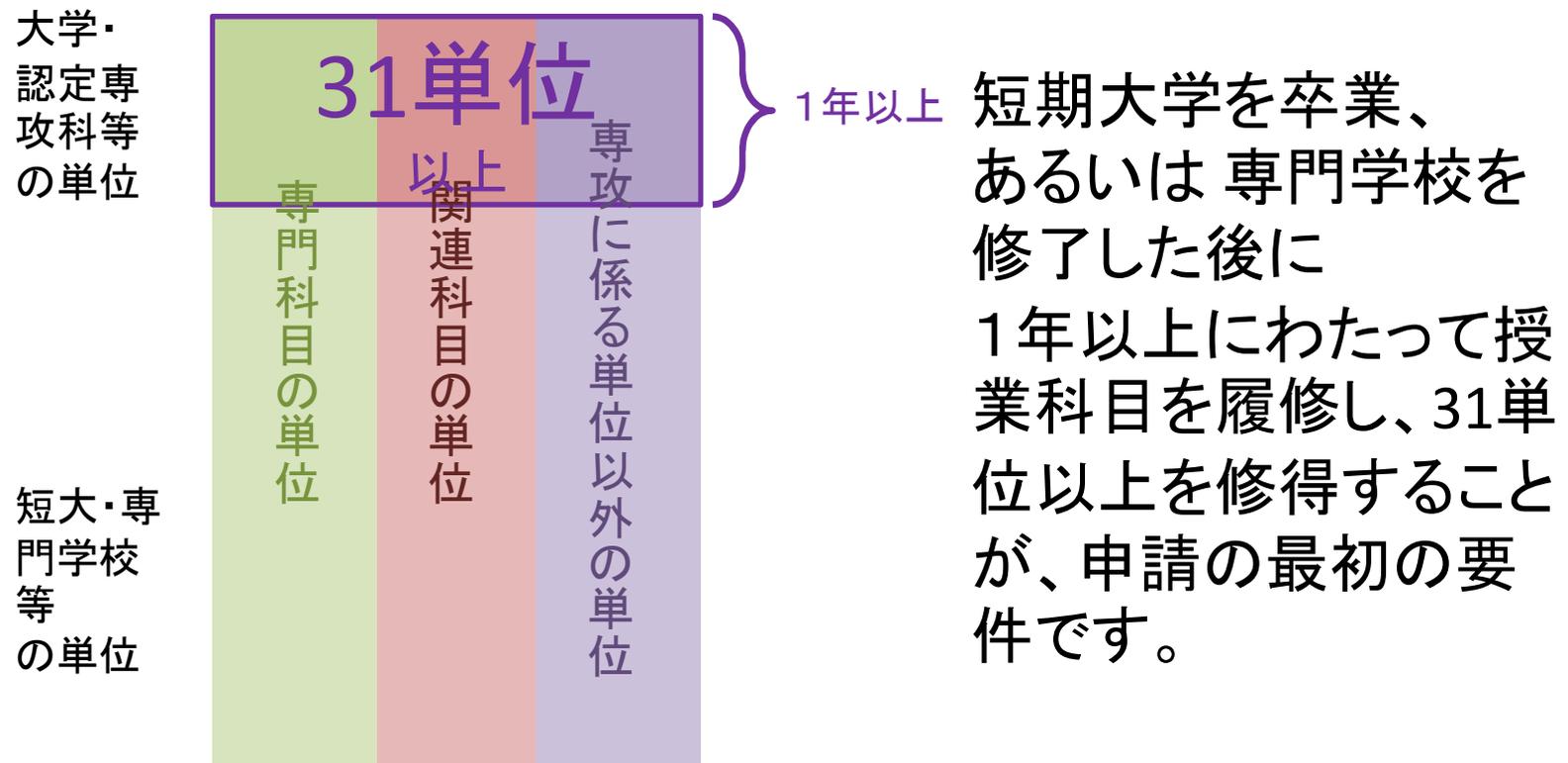


修得単位の中に、外国語（日本語以外の言語）の単位を含む必要があります（出身国は問いません）。学士（文学）の場合、自身の申請しようとする専攻の区分が外国語に関するものであるときには、その外国語以外の外国語の単位が必要です。

基礎資格区分2の単位修得(1)

(3年制短大卒/修業年限3年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.13-14



短大のうち、3年の修学で2年分の課程を修了できるケースの場合は基礎資格区分1に該当します。

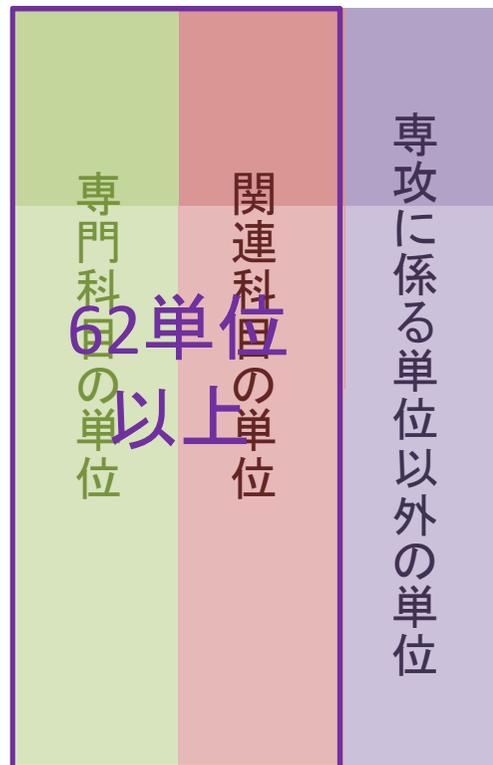
基礎資格区分2の単位修得(2-1)

(3年制短大卒/修業年限3年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.13-14

大学・
認定専
攻科等
の単位

短大・専
門学校
等
の単位



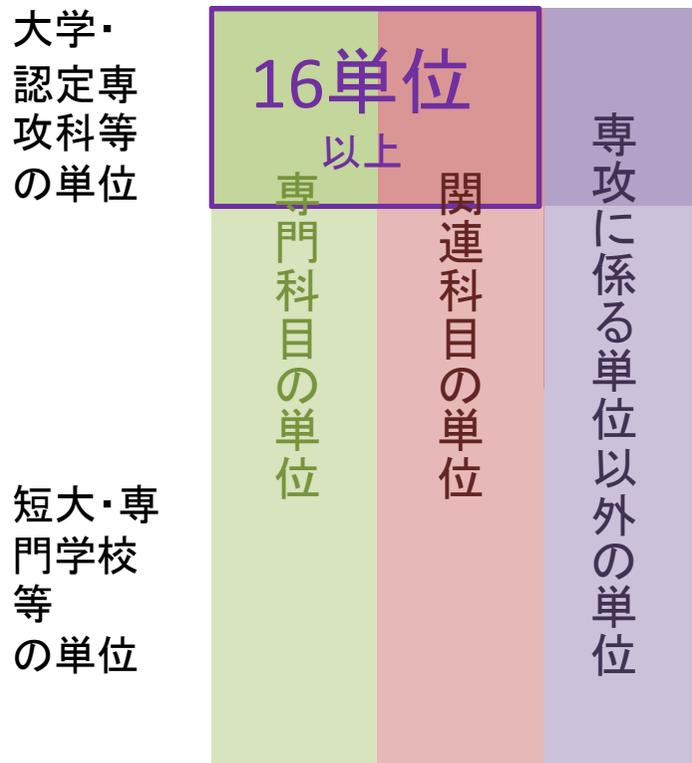
専門科目の単位＋関連科目の単位(専攻に係る単位)は、全体で62単位以上修得する必要があります。

このとき、自身が申請しようとする専攻の区分ごとの修得単位の基準(→p51以降)を同時に満たす必要があります。

基礎資格区分2の単位修得(2-2)

(3年制短大卒/修業年限3年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.13-14



専門科目＋関連科目のうち16単位は、大学や認定専攻科等で修得する必要があります。

このとき、16単位の中には専門科目の単位を含める必要があります

基礎資格区分2の単位修得(3)

(3年制短大卒/修業年限3年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.13-14

大学・
認定専
攻科等
の単位

短大・専
門学校
等
の単位

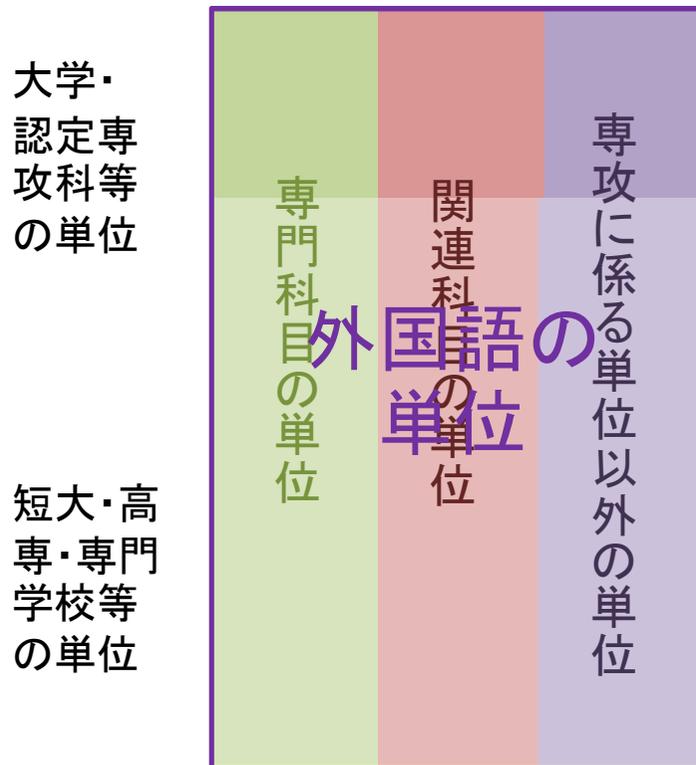


関連科目の単位＋専攻に係る単位以外の単位は、全体で24単位以上修得する必要があります。

基礎資格区分2の単位修得(4)

(3年制短大卒/修業年限3年相当の専門学校修了等)

- 「新しい学士への途」pp.13-14



修得単位の中に、外国語（日本語以外の言語）の単位を含む必要があります（出身国は問いません）。学士（文学）の場合、自身の申請しようとする専攻の区分が外国語に関するものであるときには、その外国語以外の外国語の単位が必要です。

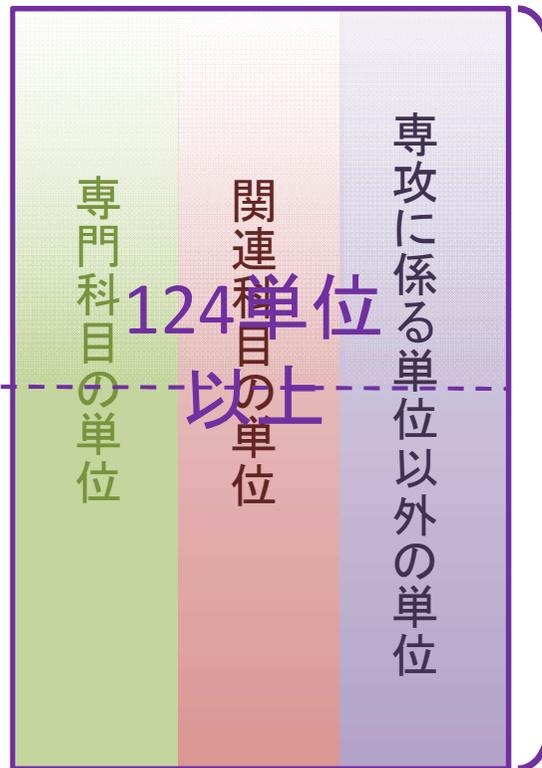
基礎資格区分3の単位修得(1)

(大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得)

- 「新しい学士への途」pp.15-16

大学・
認定専
攻科等
の単位

大学の
学生とし
て
2年以上
在学し
62単位
以上修
得



4年以上

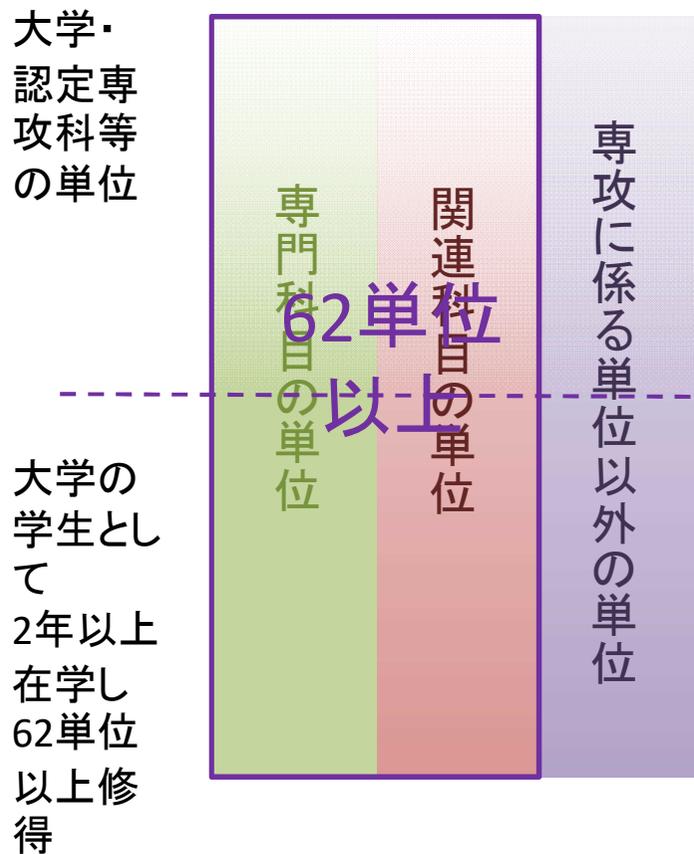
大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得した後、全体で4年以上にわたって124単位以上を修得することが申請の最初の要件です。

基礎資格を満たした直後に退学する必要はありませんが、大学の正規の学生(放送大学ならば全科履修生)が機構に学位を申請することは認められていません。

基礎資格区分3の単位修得(2)

(大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得)

- 「新しい学士への途」pp.15-16



専門科目の単位＋関連科目の単位(専攻に係る単位)は、全体で62単位以上修得する必要があります。

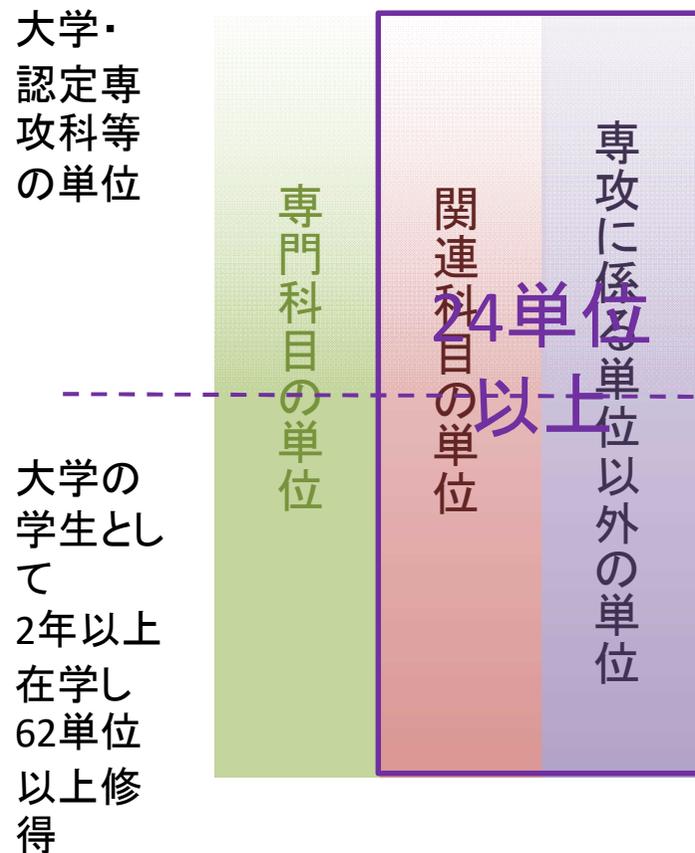
このとき、自身が申請しようとする専攻の区分ごとの修得単位の基準

(→p51以降)を同時に満たす必要があります。

基礎資格区分3の単位修得(3)

(大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得)

- 「新しい学士への途」pp.15-16



関連科目の単位＋専攻に係る単位以外の単位は、全体で24単位以上修得する必要があります。

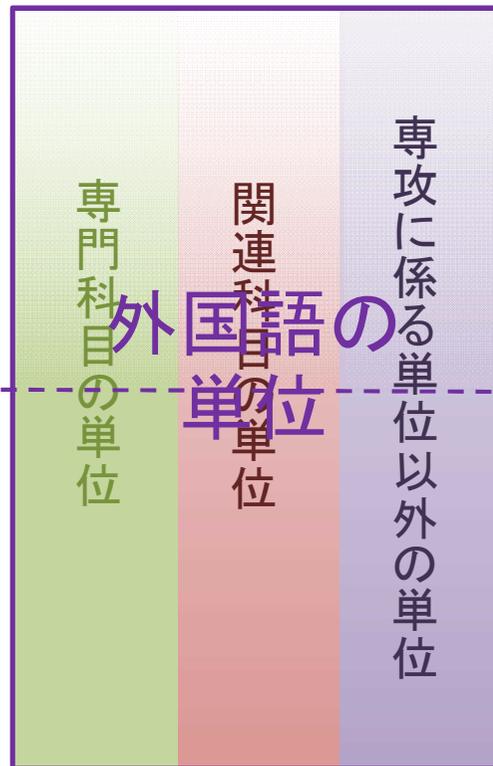
基礎資格区分3の単位修得(4)

(大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得)

- 「新しい学士への途」pp.15-16

大学・
認定専
攻科等
の単位

大学の
学生とし
て
2年以上
在学し
62単位
以上修
得



修得単位の中に、外国語（日本語以外の言語）の単位を含む必要があります（出身国は問いません）。学士（文学）の場合、自身の申請しようとする専攻の区分が外国語に関するものであるときには、その外国語以外の外国語の単位が必要です。

修得単位の審査

- 機構の求める要件を満たすように単位が修得されているかを審査します
 - 基礎資格該当後に修得した「積み上げ単位」 62(31)単位以上
 - 積み上げ単位のうちの専門科目・関連科目の単位 31(16)単位以上
 - 全申告単位のうちの専門科目・関連科目の単位 62単位以上
 - 全申告単位のうちの専門科目以外の科目の単位 24単位以上
 - 外国語の単位 1単位以上
 - 専攻の区分ごとの基準で求められている単位 各基準表のとおり
- 修得単位が上記のすべての要件を満たしていれば「可」
- 「不可」となった場合はどの要件に対して何単位不足していたかが通知されます

「単位」に関する考え方

- 過去に修得した単位でも申告できます
 - 学校教育法・大学設置基準等に基づく学修によって得られた単位であれば、古くても申告可能です*
- 大学院で修得した単位も申告できます
 - ただし、修士論文や博士論文の指導など、大学の学部で提供されていないような授業の単位は、専門科目や関連科目の単位に認められないことがあります
- すでに機構から学士の学位を得た方が、さらに他の専攻の区分で機構の学士の学位を申請するときには
 - 申請する専攻の区分における専門・関連科目で新たに16単位以上(専門科目の単位を含む)を修得する必要があります
 - 生涯学習を推進するという機構の目的に沿った考え方です

*ただし、基礎資格を有する者に該当する以前に修得した大学等の単位については「積み上げ単位」として用いることは出来ません。

専門学校(専修学校専門課程)の単位

- 時間制の専門学校(専修学校専門課程)での学修歴を持つ方が、機構に申請する際には、当該の専門学校による修業時間から単位への換算の証明を受ける必要があります

基礎資格となりうる学修歴が複数あるとき



例1) 短期大学を2度卒業した

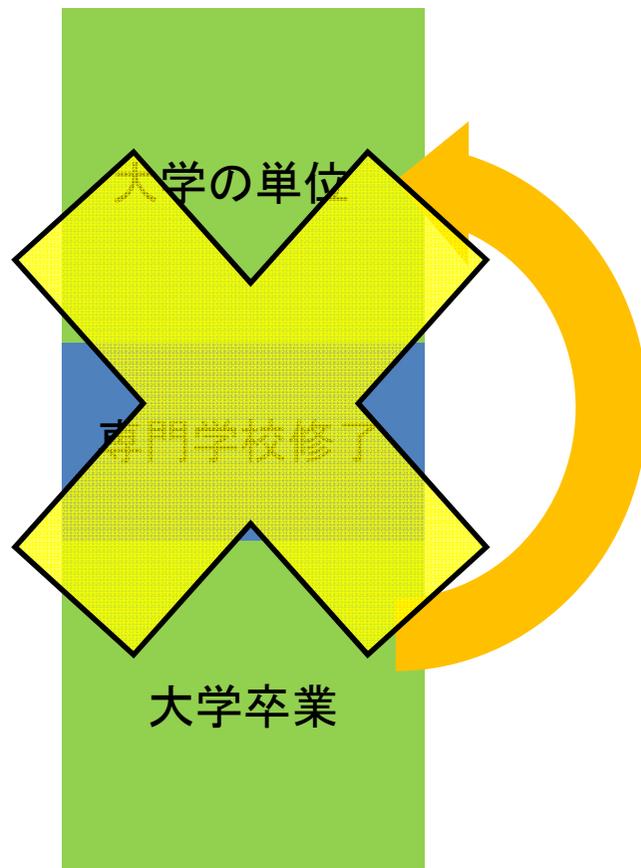
例2) 短期大学を卒業した後専門学校を修了した



修得した単位はすべて申告することができます。

ただし、基礎資格を有する者に該当したあとに、「大学や認定専攻科等の単位」を要件に沿って修得しなければ申請資格はありません。

大学卒業後に専門学校で学んだ場合



例) 大学を卒業して学士(文学)を得た。その後専門学校を修了して臨床検査技師の資格を取った。専門学校を基礎資格として、過去に卒業した大学の単位を基礎資格を有した後に修得すべき単位として申請できるか？



できません。基礎資格を有した後に修得すべき単位として申請できる単位は、基礎資格を満たした「あと」に修得した単位です。専門学校を基礎資格とする場合は新たに大学、認定専攻科等で単位を修得する必要があります。

大学卒業後に専門学校で学んだ場合

例) 大学を卒業して学士(文学)を得た。その後専門学校を修了して臨床検査技師の資格を取った。大学の学修歴を基礎資格とした場合、専門学校で修得した単位を申請できるか？



できます。この場合、専門学校の単位は、専門科目の単位＋関連科目の単位(専攻に係る単位)に関する基準と、関連科目の単位＋専攻に係る単位以外の単位に関する基準、および外国語の単位に関する基準を満たすための単位とすることができます。

専門学校修了

大学卒業

外国での学修歴があるとき



- 例1) 韓国の専門大学を卒業した
- 例2) アメリカのコミュニティ・カレッジを卒業した
- 例3) カナダの大学に2年半在学して100単位修得後に中退した。
- 例4) マレーシアの大学を卒業した



外国の高等教育機関のうち、日本の大学・短大等に相当する教育課程を「修了」していれば、基礎資格を有することになります。
例1, 2, 4には基礎資格が認められます。
積み上げ単位は、日本の大学、認定専攻科等で修得する必要があります。

外国での学修歴については、資格の確認のため、申請前に予め機構の学位審査課に照会してください。

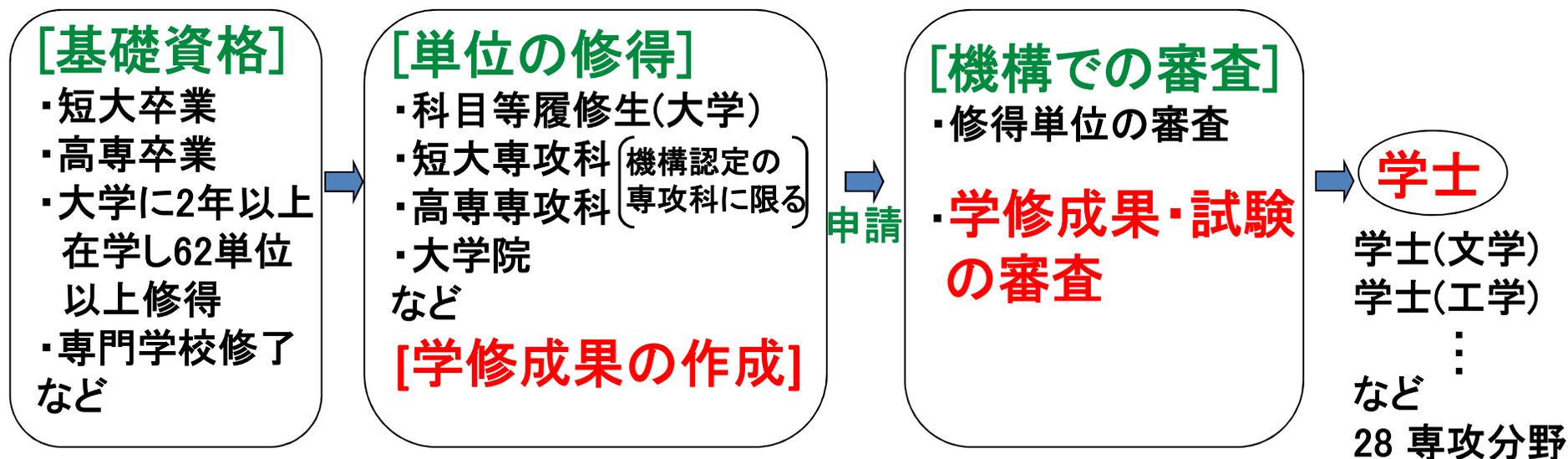
学位授与申請書類は

- 大学改革支援・学位授与機構の公式ウェブサイトから...
- <https://www.niad.ac.jp/>
- ↳ 学位の授与
 - ↳ ・ 新しい学士への途、学位授与申請書類等
(https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryoku.html)
 - ↳ ・ 学位授与申請に関する各種様式
(https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryoku2.html)

★ お問い合わせ先: 管理部学位審査課 042-307-1550
受付時間 9:00~12:00 13:00~17:00
(土・日曜, 祝日, 年末年始を除く)

**学修成果の作成
および
試験についての留意事項**

短期大学・高等専門学校卒業者及び 専門学校修了者等への学位授与



学修成果とは

- **単位修得を通じて身についた学力の証拠**となるもの。
 - レポート
 - 作品, 演奏, 創作(芸術学)
- 学位の取得を希望する専攻の区分に即した特定のテーマ(課題)についての学修の成果。
- テーマは, 単位を修得した授業科目のうち「専門科目」に該当すると判断した授業科目を基礎として, 自ら設定する。

学修成果(レポート)作成の注意点

- 学修成果は**学士の水準の学力を有しているかどうか**を審査するための資料。

⇒「学士の水準として十分な学力を身につけている」こと、「相応の量の学修に基づいて作成されている」ことが判定できる内容でなければならない。

- 学修成果は**各自が設定したテーマについて、根拠に基づいてあなた自身の考察・意見を論述**したもの。

- 調査や実験を必須とはしない。
- 指導教員の指導のもとに作成される必要はない。

レポートの内容として不適切なもの

- 「単に統計や調査の結果を述べただけのもの」
- 「事例研究などにおいて事実の推移を単に記録しただけのもの」
- 「文献等を単に要約しただけのもの」
- 「外国語の論文等を単に翻訳しただけのもの」
- ⋮

これらのような

「**あなた自身の考察や意見がないもの**」

「**主張や感想を根拠なく述べただけのもの**」は、

この制度におけるレポートの内容としては不適切。⁴⁵

機構が求めるレポート

- テーマ設定の目的や意義が明示されている。
- テーマに関する学修が踏まえられ、その内容に関する十分な知識・理解に基づいて記述されている。
- 申請者本人の考察と結論が明示されている。
- 論考の過程、考察の根拠が明示されている。

→A4判(40字×30行)で10～17ページ

→本文とは別に要旨(1000字程度)

→単著、日本語、参考文献はレポートの最後に

「新しい学士への途」 pp.20～33

学修成果(レポート)の書き方

- まず第一に、何を主張したいかを明確に。
- 構造を明確にするために章立て(アウトライン)を考える。

タイトル:このレポートを読んだら何がわかるか

(1) はじめに:問題提起と背景、レポートの目的

(2) 本体

何を(対象)、どのように(方法)、どこまでやったか(結果)

結果に対する自身の考え(考察)

(3) 結論

(4) 引用、参考文献一覧

(参考図書)

戸田山和久 新版「論文の教室(レポートから卒論まで)」

NHKBooks1194、NHK出版(2012)

倫理的配慮について

- 共同研究の場合⇒共同研究者の了解を得たうえで、あなた自身の果たした役割を明記する。
- 個人が特定できるデータが得られた場合⇒個人の特定ができない内容とするとともに、データを適切に管理する。
- 盗用(剽窃)、データのねつ造や改ざん等の不正行為を行わない。
- すでにこの制度により学士の学位を取得した方⇒過去に学位を授与された際のレポートの内容と同一、または、ほぼ同一なものであってはいけない。
- すでに大学等に提出した卒業論文やレポートと同一、または、ほぼ同一のものであってはいけない。

試験とは？

- 学修成果に示された学力が学士の水準にあるかをチェックするもの。
 - 小論文試験
 - 面接試験(芸術学)
- 学修成果の内容に応じて出題される問いへの解答を通じて、専門委員との学術的な対話を行う。

小論文試験

受験番号	整理番号	専攻の区分	氏名
9999	1051099	栄養学	小平太郎

試験問題

(出題された問題は、すべて解答してください)

1 * * * * *

テーラーメイドの小論文試験

- 筆記試験、90分・持ち込みなし。

小論文試験の出題傾向

- 学修成果の内容を理解しているかの確認
- 相応の量の学修がなされているかの確認
- 学修成果の過誤・不明部分等の指摘と、関連する問題
- 問題意識・考察等の補足を求める問題
- 学修成果の内容の背景に関する問題

「合」「否」の判定について

- 修得単位に関する 可／不可
- 学修成果＋試験に関する 可／不可

学修成果と試験は独立したものではなく、総合的に判断され、学士の水準の学力を有するかが判定される。

「不合格」の二つの理由

1. 修得した単位が不足

⇒不可となった場合はどの要件に対して何単位不足していたかが通知される。

2. 学修成果・試験が不可

- イ 学修成果のテーマ設定が適切でない
- ロ 学修成果の内容が水準に達していない
- ハ 試験の結果, 学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない
- ニ 試験を受けていない

⇒「不可判定の理由」通知文が届く。

(合格でもコメントが届くことがある。)

「不合格」になったら？

- 3年ルール

「修得単位の審査」と

「学修成果・試験の審査」の

いずれか一方が「可」、もう片方が「不可」

とされて「否」の判定を受けた場合

⇒ 「可」とされた審査結果は3年間有効

「新しい学士への途」pp.48～50

試験についての留意事項

- 遅刻厳禁，原則として再試験はしない。
- 不正行為の禁止
受験票への書き込みも禁止
- 年2回の申請
 - 4月期(H31年度:3/12～4/5)
 - 6/16 (予定) 面接試験: 東京
 - 6/16 (予定) 小論文試験: 東京, 大阪
 - 10月期(H31年度:9/10～10/3(予定))
 - 12/8 (予定) 面接試験: 東京
 - 12/15 (予定) 小論文試験: 東京, 大阪